

事務局だより

(令和8年2月20日・第73号)

公益社団法人 八千代市シルバー人材センター
八千代市萱田町 593 番地 33
TEL 047-484-4680 FAX 047-484-9544
就業相談専用電話 080-7737-8966
シルバー人材センター緊急連絡先 090-6176-9495
<https://webc.sjc.ne.jp/yachiyo>

◆令和8年度の会員継続について

令和8年度の会員継続及び会費の支払いに関して、LINE または文書等で連絡をさせていただきますのでよろしくお願い致します。

(3月中旬発送予定)

◆令和8年4月から新しい契約方法へ移行します

令和8年4月1日から契約方法の見直しを行い、フリーランス法に適合した包括的な契約方法に移行します。詳細につきましては、同封の「会員の皆さまへ」「会員業務就業規約」をご覧ください。ご不明な点等ございましたら、センター事務局までご連絡をお願いします。なお、契約方法を移行するにあたり、LINE やスマイルトゥスマイルを活用しての連絡や、報告が必須となっております。登録が済んでいない方はこの機会に登録をお願いします。

※派遣就業においての変更はございません。従来通りの就業をお願いします。

◆継続就業基準の一部改正について

シルバー人材センター継続就業基準において、その年度内で81歳に到達する会員の就業期間は、これまで4月1日から9月30日、または10月1日から3月31日までの6ヵ月間となっておりますが、1月の理事会において就業期間は何歳であってもその契約の満了日となる旨の改正が行われました。

なお、80歳に達している会員の翌年度の就業期間においては、関係者との面談等を行い、決定することになりますので合わせて報告します。

◆就業会員募集について

現在、以下の就業において人員が不足しております。就業可能な方、興味のある方は事務局までご連絡ください。

- ・空き家の見回り作業（市内の空き家の見回りを行い、写真撮影し、報告する仕事）
 - ※ 写真の撮影及び撮影したデータ送信が可能な方
- ・大規模除草（道路植込及び新川遊歩道の除草仕事）
 - ※刈払い機を使用できる方、又は補助的作業が可能な方、作業写真の撮影が可能な方
- ・庭の手入れ作業（一般家庭での植木の手入れ、庭の草取りをする仕事）
 - ※ 植木剪定の技術がある方、庭の草取りができる方

◆就業相談について

就業に関するご相談やお悩み等ありましたら、センター事務局（就業相談専用電話 080-7737-8966）までご連絡ください。現在、仕事をしていないが何か仕事をしたい方、現在、就業中だが相談したいことがあるという方はご連絡ください。また、現在シルバーで仕事をしているが、違った仕事もしてみたいという方もご連絡ください。なお、各会員からそうした相談を受けた際は、その方に事務局まで連絡をするようにお伝えください。

◆ゴルフコンペ開催のお知らせ

会員間の親睦と交流を目的に、ゴルフコンペを開催します。70歳以上の方は、ゴルフ利用税が非課税になりますので免許証等を持参してください。

日 時 令和8年3月23日(月) 8時30分スタート ※小雨決行

場 所 国際レディースゴルフ倶楽部

費 用 プレー費用4,600円(昼食代込み)、会費2,000円(賞品代)

定 員 20名(5組)

申込み センター事務局(047-484-4680)に電話でお申込みください

◆配分金支払日のお知らせ

令和8年4月分の配分金支払日 令和8年5月29日(金)

令和8年5月分の配分金支払日 令和8年6月30日(火)

令和8年6月分の配分金支払日 令和8年7月31日(金)

※派遣就業会員の方は、毎月25日(休日の場合は翌営業日)に千葉県シルバー人材センター連合会から支払いがあります。

◆事務局からのお願い

お昼12時から13時までは、職員が昼休み休憩をとらせていただいております。この時間内に事務局への来所なさったりお電話を頂戴した場合、すぐに対応がとれず、お待たせすることがございますのであらかじめご了承くださいませようお願い致します。

理事会通信

◆令和7年度第9回理事会 令和8年1月29日

承認事項

議案第1号 契約方法の見直しに関する「会員業務就業規約」「センター利用規約」の制定について承認

議案第2号 役員等賠償責任保険契約の締結について承認

議案第3号 継続就業基準の81歳以上の就業期間を変更することについて承認

協議事項

協議第1号 経営3か年計画の進捗状況について協議

協議第2号 理事・監事候補者選考委員会の発足について協議

報告事項

報告第1号 各委員会開催報告

報告第2号 11月分の事業実施状況報告

報告第3号 事故報告

報告第4号 新規入会者の報告

報告第5号 代表理事及び業務執行理事の職務執行状況報告

「フリーランス法」の制定を踏まえて 就業機会の提供に関する契約関係を見直します

令和5年5月12日に、いわゆる「フリーランス法」（「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」）が公布されました。この法律の趣旨※を踏まえ、また、フリーランス法の施行（令和6年11月1日）を見据え、シルバー人材センターの会員が請負・委任の形態で就業する契約について、[令和8年4月1日より契約方法を「包括契約」へ移行いたします。](#)

シルバー人材センターが発注者から受託した仕事を会員に再委託する現行の契約方法は、発注者と会員との間で直接的な契約関係が生じる構造となっておりません。

このため、会員の皆さまがフリーランス法による保護を受け、安心・安全に就業できる環境を整備する必要があります。また、厚生労働省からも、シルバー人材センターの契約方法について見直しを行うよう方針が示されています。

皆さまにおかれましては、契約方法見直しへのご理解をお願いします。

■ 見直しのイメージ

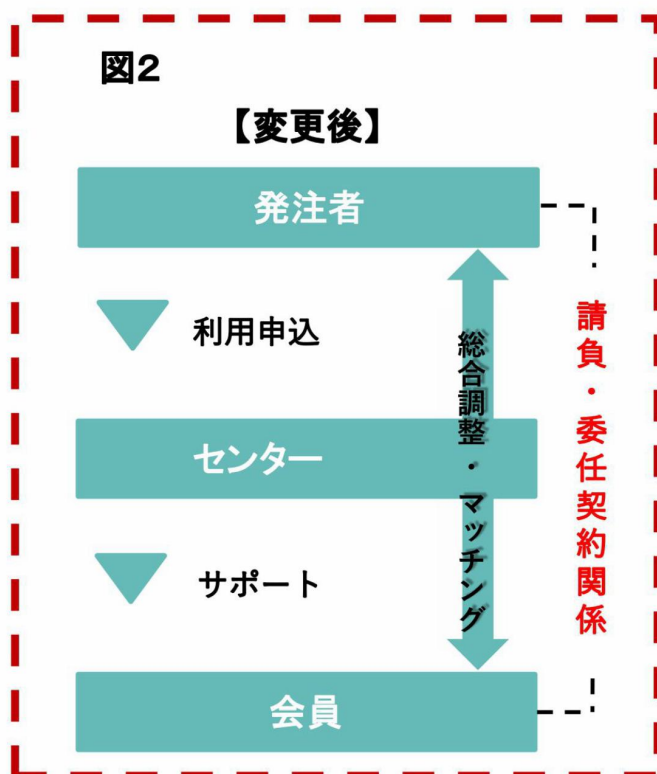
図1

【現行】



図2

【変更後】



※フリーランス法とは？

個人が事業者（特定受託事業者。いわゆるフリーランス。「シルバーの会員」も該当）として受託した業務に安定的に従事することができる環境を整備するため、特定受託事業者（特定業務委託事業者。いわゆる発注者）に対して、給付の内容（いわゆる報酬）その他の事項の明示が義務付けられています。

契約方法の見直しによる現行との変更点

1 会員とセンターの関係

形式的には発注者と会員との間で契約関係が生じることになりますが、実務面では現在と基本的に変わるところはありません。センターは、発注者と会員の間に入って様々な調整を行います。依頼された仕事の履行や会員が安心して働くことができる環境の確保等についても、現在と同じようにセンターが責任をもって対応します。

会員の皆さまには、今までどおり安心して仕事に就いていただき、就業に関して何かお困りのこと等があれば、遠慮なくセンターにご相談ください。

2 業務仕様書への同意

発注者とセンターの間で契約を締結することには変わりはありませんが、今後は原則として、就業を予定する会員に対して、業務の内容や報酬の額などをお示し（口頭説明を含む）します。その上で、当該業務を受けるかどうか判断いただき、同意いただくこととなります。同意いただくことで発注者との間に契約関係が成立することとなります。

なお、発注者が事業者の場合は、就業前に業務内容や報酬の額などを記載した「会員業務仕様書」を書面または電磁的方法により明示することとなります。

3 デジタル化による対応について

会員への「会員業務仕様書」の明示について、来所による手渡しや郵送等では、時間や事務負担がかかり非効率となります。

そのため、センターでは、「会員業務仕様書」の内容をスマートフォン等で会員が自ら確認できるようなデジタル明示の仕組みを進めています。すでにスマートフォンに慣れ親しんでいる会員におかれましては、出来るだけデジタル明示を可能とするシステム登録をお願いします。（詳しくはセンター職員にお尋ねください）

4 報酬の扱いについて

配分金については、これまでと同様「雑所得」として扱われます。また、所得金額の計算に際して、「家内労働者等の必要経費の特例」が適用され、必要経費として65万円まで認められることについても現行と変わりません。

公益社団法人 全国シルバーシルバー人材センター事業協会

公益社団法人 八千代市 シルバー人材センター

会員業務就業規約

令和8年1月29日

(会員の就業条件)

第1条 八千代市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の会員（以下「会員」という。）が発注者（センターを通じて会員に業務を委託する者をいう。以下同じ。）の委託を受けて業務を実施する場合の就業条件は、発注者とセンターとの間で別途合意により定めるもののほか、本規約に定めるところによるものとする。

(業務の具体的内容及び会員業務委託料)

第2条 発注者が会員に委託する業務（以下「会員業務」という。）の具体的内容及び会員業務委託料（会員業務の対価として発注者が会員に支払う金員をいう。以下同じ。）の額は、発注者とセンターとの間で別途合意により定めるものとする。

(就業条件に係る会員の同意等)

第3条 センターは、業務実施会員（発注者からセンターを通じて委託を受けて会員業務を実施する会員をいう。以下同じ。）が会員業務に着手する前に、会員業務に係る就業条件については、本規約に定める内容及び前条の規定に基づき発注者とセンターとの間で別途合意した内容とすることにつき、業務実施会員の同意を得るものとする。

2. 前項の規定による業務実施会員の同意があったときは、発注者と業務実施会員との間で、前条の規定に基づき発注者とセンターとの間で別途合意により定める内容及び本規約に定める内容を契約の内容とする会員業務に係る請負契約又は準委任契約が成立したものととして取り扱う。

3. 発注者とセンターは、第1項の規定による業務実施会員の同意があった後においても、合意により前条の合意の内容を変更することができるものとする。

4. 前項の規定により前条の合意の内容が変更された場合は、センターは業務実施会員に対して当該変更の内容を通知し、新たに業務実施会員の同意を得るものとする。

5. 前項の規定による業務実施会員の同意があったときは、発注者と業務実施会員との間で、第2項の請負契約又は準委任契約の内容が、前項の規定により業務実施会員に通知した内容にしたがって変更されたものととして取り扱う。

(会員業務委託料の支払)

第4条 発注者は業務実施会員に対して、会員業務委託料として第2条の規定に基づき発注者とセンターとの間で別途合意により定める額を支払うものとする。

2. 業務実施会員は、会員業務委託料の請求及び受領をセンターに委託するものとする。この場合において、センターが会員の委託を受けて会員業務委託料を受領した日を、発注者から

業務実施会員に支払われた「報酬の支払日」とみなす。

3. 発注者は、センターによる請求書の発行日から30日以内に、会員業務委託料をセンターが指定する口座に振り込む方法により、又は現金で支払うものとする。

4. 前項の会員業務委託料の支払期日は、発注者が業務実施会員から成果物の引渡しを受け、又は役務の提供を受けた日から起算して60日以内の期間内において定めるものとする。

5. 第2項の規定による支払に係る振込手数料は、発注者が負担するものとする。

(センターによる立替払)

第5条 センターが発注者に対して会員業務委託料の請求を行った日から相当の期間が経過したにもかかわらず、発注者から支払いが行われなときは、センターは、民法第474条の規定による第三者の弁済として、業務実施会員に対して会員業務委託料に相当する額を支払うことができるものとする。

2. センターは、前項の規定による業務実施会員に対する支払を行ったときは、発注者に対して求償権を行使するものとする。

(会員業務の実施)

第6条 業務実施会員は、会員業務の実施に当たり、関係諸法令を遵守するとともに、善良な管理者の注意をもって業務を実施するものとする。また、発注者の信用を害し、又は発注者が顧客からの苦情等を受けることがないように特に注意しなければならない。

2. センターは、業務実施会員が会員業務に着手する前に、業務実施会員に対して、会員業務を安全に行うために必要な教育を行うものとし、業務実施会員はこれを必ず受けなければならないものとする。

3. 発注者は、業務実施会員が会員業務を実施するに当たり、業務実施会員がその生命、身体等の安全を確保しつつ就業することができるよう、必要な配慮を行うものとする。

4. 発注者は、業務実施会員が会員業務を実施するに当たり、業務実施会員に対して指揮命令を行うことができない。

(費用の負担等)

第7条 会員業務の実施のために必要な機械、器具、原材料等は、業務実施会員が用意するものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、業務実施会員は、対価を支払って、会員業務の実施のために発注者から機械、器具等の貸与を受け、又は原材料等の提供を受けることができるものとする。

3. 業務実施会員は、前項の規定により発注者から機械、器具等の貸与を受けたときは、当該機械、器具等を善良な管理者の注意をもって管理し、及び使用するものとする。

4. 発注者は、第2項の規定により業務実施会員に対して機械、器具等の貸与等を行ったとき

は、その対価について、会員業務委託料を支払う際に相殺することができる。

5. 第1項の規定は、会員が会員業務の実施のために必要な機械、器具等をセンターから無償で貸与を受け、又は対価を支払って、原材料等の提供を受けることを妨げない。

6. 第3項の規定は、前項の規定により会員がセンターから機械、器具等の貸与を受けた場合について準用する。

7. センターは、第5項の規定により会員に対して原材料等の提供を行ったときは、その対価について、発注者から受領した会員業務委託料を会員に引き渡す際に控除することができるものとする。

(会員の履行不能)

第8条 業務実施会員は、健康状態その他の理由により会員業務を実施することができなくなったときは、速やかにその旨をセンターに申し出なければならないものとする。

2. センターは、前項の規定により業務実施会員から申し出があった場合その他業務実施会員が会員業務を完遂させることができないと認めるときは、速やかに、当該業務実施会員による会員業務の実施を終了させ、発注者にその旨を通知するものとする。

3. 前項の通知が行われたときは、第3条第2項の請負契約又は準委任契約（同条第5項の規定による変更が行われたときは、当該変更後の請負契約又は準委任契約）は、当該通知が行われたときに終了したものとして取り扱う。

4. センターは、第2項の規定により業務実施会員による会員業務の実施を終了させた場合は、遅滞なく、当該業務実施会員以外の会員（以下「代替会員」という。）又は会員以外の者であって、センターが適当と認めて業務を行わせる者（以下総称して「代替会員等」という。）を選定して会員業務を完遂させるものとする。

5. 前項の規定によりセンターが代替会員を選定して会員業務を完遂させる場合は、発注者が当該代替会員に対して、本規約に定めるところにより、新たに業務の委託を行うものとして取り扱う。

6. 第2項の規定により業務実施会員による会員業務が終了した場合は、発注者は、発注者とセンターが別途合意により定める額を当該業務実施会員に対して支払うものとする。

7. 前項の規定に基づき発注者とセンターが別途合意により定める額は、当該業務実施会員が既に行った業務の割合に応じて決定されるものとする。

8. 第2項の規定により業務実施会員による会員業務が終了した場合は、発注者は、当該業務実施会員が会員業務の実施のために既に支出した費用を負担するものとする。

9. 第4条及び第5条の規定は、第6項及び第8項の規定による発注者の支払について準用する。

(契約不適合責任)

第9条 業務実施会員が発注者に引き渡した成果物又は提供した役務の内容が第2条の規定に基づき発注者とセンターとの間で別途合意により定める内容又は本規約に定める内容に適合しないものであるときは、発注者は、センターを通じて業務実施会員に対して追完を請求することができるものとする。ただし、当該不適合が業務実施会員の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

2. センターは、前項の規定により発注者から追完の請求があった場合において、相当と認めるときは、当該業務実施会員をして、又は代替会員等を選定して会員業務を完遂させるものとする。

3. 前条第5項の規定は、前項の規定によりセンターが代替会員を選定して会員業務を完遂させる場合について準用する。

4. 第2項の規定により代替会員等が会員業務を完遂することとなる場合は、発注者とセンターとの合意により、発注者が当該業務実施会員に対して支払うこととされていた会員業務委託料の額を減額することができるものとする。この場合において、センターは、速やかに、当該減額した額を当該業務実施会員に対して通知するものとする。

(利用契約の終了等による会員業務の終了)

第10条 発注者とセンターとの間のシルバー人材センター利用契約が有効期間の満了により終了し、発注者とセンターとの合意により解約され、又は発注者若しくはセンターのいずれかから解除されたときは、センターは、速やかに、その旨を業務実施会員（当該利用契約の終了等の際現に会員業務を行っている者に限る。次項において同じ。）に通知し、会員業務を終了させるものとする。

2. 前項の通知が行われたときは、第3条第2項の請負契約又は準委任契約（同条第5項の規定による変更が行われたときは、当該変更後の請負契約又は準委任契約）は、業務実施会員が当該通知を受けたときに同時に終了したものとして取り扱う。

3. 第8条第6項から第9項までの規定は、第1項の規定により会員業務が終了した場合について準用する。

(著作権の帰属等)

第11条 会員業務の実施により発生する著作権は、業務実施会員に帰属するものとする。

2. 前項の規定は、会員業務の実施により発生した著作権を発注者に譲渡することについて発注者とセンターが別途合意し、かつ、その旨会員の同意を得ることにより当該著作権を発注者に譲渡することを妨げない。

(再委託、権利・義務の移転の禁止)

第12条 業務実施会員は、発注者からの事前の書面又は電磁的方法による承諾なしに、会

員業務を第三者に再委託してはならないものとする。

2. 前条第2項及び前項に定める場合のほか、業務実施会員は、発注者からの事前の書面又は電磁的方法による承諾なしに、会員業務の実施に当たり取得する権利の全部又は一部を他に譲渡し、又は第三者のために担保に供してはならないものとする。

3. 第1項に定める場合のほか、業務実施会員は、発注者からの事前の書面又は電磁的方法による承諾なしに、会員業務の実施に当たり負う義務の全部又は一部を自己に代わって第三者に履行させてはならないものとする。

(守秘義務・個人情報管理)

第13条 業務実施会員は、会員業務の実施を通じて知り得た発注者の秘密を第三者に漏えいしてはならない。

2. 業務実施会員は、会員業務の実施を通じて取得した発注者又は第三者の個人情報を適正に取り扱わなければならない。

3. 発注者は、業務実施会員の個人情報を適正に取り扱わなければならない。

4. 前3項の規定は、会員業務終了後においても、なお効力を有するものとする。

(損害賠償)

第14条 発注者及び業務実施会員は、会員業務の実施に当たり、その責めに帰すべき事由により相手方に損害を与えた場合は、その損害を賠償する責任を負うものとする。

2. 発注者は、前項の規定により、業務実施会員に対して損害賠償の請求を行う場合は、センターを通じて行うものとする。

3. 業務実施会員は、第三者から損害賠償の請求を受けたときは、速やかに、その旨をセンターに通知するものとする。

4. センターは、第2項の規定により請求を受け、又は前項の規定により通知を受けた場合において、相当と認めるときは、民法第474条の規定による第三者の弁済として、発注者又は第三者に対して損害賠償金の支払を行うものとする。

5. センターは、前項の規定により発注者又は第三者に対して損害賠償金の支払を行った場合において、センターが加入する損害保険により填補される額、業務実施会員の過失の度等を斟酌して相当と認め額を業務実施会員に対して求償するものとする。

附則

この規約は、令和8年1月29日から施行する。

自転車の交通違反に

反則金。

イヤホンつけて
自転車通学している
同級生をよく見かけるけど
これって駄目なのかなあ？

いつも雨の日に
傘をさしながら
自転車に乗ってる友達が
いるんだけど
これってアウト？



2026年4月1日から変わります。

16歳以上の自転車運転者による交通違反が交通反則通告制度の対象になります。

自転車の違反行為（一部）



遮断踏切入り【反則金 7,000 円】



傘さし運転【反則金 5,000 円】



ながらスマホ【反則金 12,000 円】
(保持)



ヘッドホン(イヤホン)【反則金 5,000 円】
※音量を上げ音楽を聴く等、安全な運転に必要な音声が聞こえないような状態にすること。



信号無視【反則金 6,000 円】



右側通行【反則金 6,000 円】

交通反則通告制度とは？

一定の違反行為をした運転者に対して、青切符による違反告知を行い、反則金の納付を通告するものです。反則金を納付した場合、運転者はその違反行為に定められた刑事罰(拘禁刑・罰金刑)が科されることはありません。※反則金はその場で支払うことはありません。

自転車運転者講習とは？

信号無視や一時不停止などの 16 項目の危険行為を行い、3 年以内に 2 回以上検挙された自転車運転者は道路交通法の規定により、「自転車運転者講習」の受講を命じられます。

交通反則通告制度の取締りの詳細は警察庁HPをご覧ください。

警察庁 自転車ポータルサイト



取締りの基本的な考え方 (警察庁HPを基に作成)

警察では、自転車の交通違反を認めた場合、基本的には現場で指導警告を行います。

ただし、その違反が**交通事故の原因となるような、歩行者や他の車両にとって、危険性・迷惑性が高い悪質・危険な違反であったときは検挙を行います。***

※例えば、「遮断踏切入り」「自転車制動装置不良」「携帯電話使用等(保持)」は、指導警告ではなく青切符、飲酒運転やあおり運転などの重大な違反は赤切符(刑事手続)の対象となります。



酒酔い運転*1・**酒気帯び運転***2、**妨害運転(あおり運転)**、**携帯電話使用等(交通の危険)**は**交通反則通告制度の対象外で通常の刑事手続が取られます。**

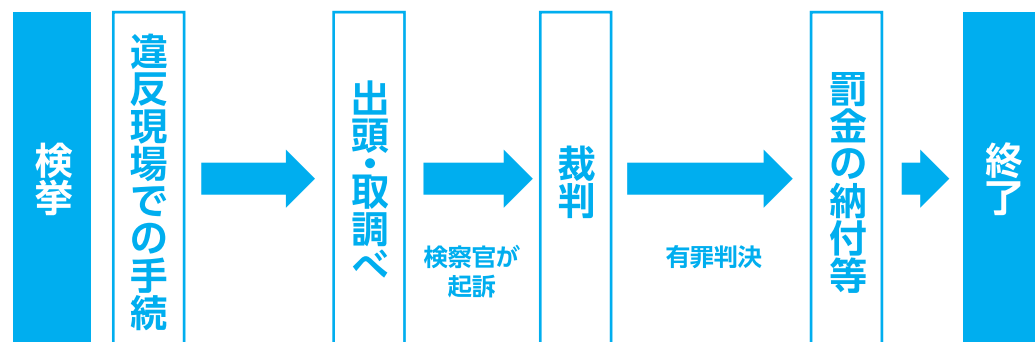
※1 アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自転車を運転する行為

※2 血中0.3mg/ml又は呼気中0.15mg/l以上のアルコールを保有して自転車を運転する行為



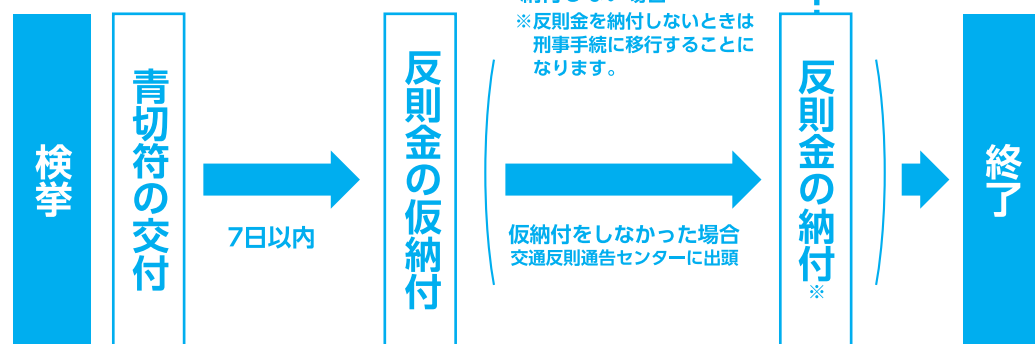
〈2026年4月1日からの自転車の交通違反の取締り後の手続〉

●刑事手続(赤切符等)



・刑事手続による処理

●交通反則通告制度(青切符)



・手続が早い
・「前科」がつかない

詳しくは警察庁HPをご覧ください。

警察庁 自転車ポータルサイト

